

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

病 院 局

- 病院局組織規程の一部を改正する管理規程 一
- 病院局職員の自己啓発等休業に関する規程 一
- 病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程 二

ページ

病 院 局

○宮城県病院局管理規程第三号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

病院局組織規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表研究所の項中

人文科学部

を「がん医療情報・緩和学部

に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県病院局管理規程第四号

病院局職員の自己啓発等休業に関する規程を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員の自己啓発等休業に関する規程

(趣旨)

第一条 この管理規程は、病院局に勤務する企業職員(以下「職員」という。)(の自己啓発等休業の手続等)に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業)

第二条 職員の自己啓発等休業は、この管理規程に定めるもののほか、知事の事務部局に勤務する一般職員の例による。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第三条 職員は、法第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業の承認を申請するときは、自己啓発等休業承認申請書(別記様式)を、自己啓発等休業を始めようとする日の一月前までに、所属を経由して病院事業管理者(以下「管理者」という。)(に提出しなければならない。

2 管理者は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(報告等)

第四条 第三条第二項の規定は、職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十九号。以下「条例」という。)(第九条の報告について準用する。

2 管理者は、自己啓発等休業をしている職員から条例第九条の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

附 則

この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。

<p>二 病棟指導手当</p>	<p>一 放射線業務手当</p>	<p>一 死体処理手当</p>	<p>第七表の表中</p>
<p>1 循環器・呼吸器病センターに所属する薬剤師及び栄養士が結核病棟において服薬指導及び栄養食事指導業務に従事したとき。</p>	<p>循環器・呼吸器病センター及びがんセンターに所属する職員（放射線科医師及び診療放射線技術者を除く。）がエックス線の照射補助作業に従事したとき。（月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が百マイクシーベルト以上であつたことが医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の十八第二項の規定による測定（同項第一号ただし書によるものを除く。）により認められた場合に限る。）</p>	<p>県立病院に所属し、死体解剖の補助又は死体の清拭の作業に従事する職員（医療職給料表（一）の適用者を除く。）</p>	<p>五 病理細菌技術者</p> <p>六 事務局及び医療支援情報室以外に所属する職員（医療支援情報室に所属する医療ソーシャルワーカー、栄養士、看護部長及び教育担当副部長を除く。）で一から五までに掲げる職員以外の職員</p>
<p>業務に従事した日一日につき四百円（同一の日において当該業務に通算二時間以上従事した場合</p>	<p>月額七千円</p>	<p>次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 死体の解剖に係る補助的な作業 作業に従事した日一日につき三千二百円</p> <p>ロ 死体の清拭その他納かん等死体に直接接して行う作業 作業に従事した日一日につき千円（同一の日において死体の解剖に係る補助的な作業に従事した場合には、支給しない。）</p>	<p>に</p>

<p>三 死体処理手当</p>	<p>2 精神医療センターに所属する薬剤師が病棟において服薬指導業務に従事したとき。</p> <p>県立病院に所属し、死体解剖の補助又は死体の清拭の作業に従事する職員（医療職給料表（一）の適用者を除く。）</p>	<p>次に掲げる作業の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 死体の解剖に係る補助的な作業 作業に従事した日一日につき三千二百円</p> <p>ロ 死体の清拭その他納かん等死体に直接接して行う作業 作業に従事した日一日につき千円（同一の日において死体の解剖に係る補助的な作業に従事した場合には、支給しない。）</p>	<p>に限る。）</p>
<p>改め、同表の二の項中「二 夜間看護等手当」を「四 夜間看護等手当」に改め、同表備考中「二の項」を「四の項」に改める。</p> <p>第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、同条次に次の一条を加える。</p> <p>（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）</p> <p>第十二条 病院局職員の自己啓発等休業に関する規程第二条によりその例によることとされる職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十九号）第二条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この管理規程は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この管理規程による改正前の病院局給与規程第四条の規定により調整数二の区分で給料の調整を行う職を占める職員（看護長の職にある者を除く。）のうち、この管理規程による改正後の病院局給与規程（以下「新管理規程」という。）第四条の規定により給料の調整を行う職を占めないこととなる職員（看護部長の職にある者を除く。）については、平成二十年四月一日から平成二十一年</p>			

三月三十一日までの間、新管理規程第四条の規定により調整数一の区分で給料の調整を行う職を占める職員とみなす。